

2020年12月



## 協定の実態：RCEPへの考察

クリスティタ・マリー・ペレス\*

2020年11月15日、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が署名されると、コンピューターの画面越しに、多くの人々の不安混じりの安堵のため息が聞こえそうになったのではないだろうか。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックのため、ベトナム政府内の主催者は、RCEPの署名式をオンラインで行わざるを得なかった。RCEPを巡っては、専門家の中には、画期的な経済協定として歓迎する者もいれば、中国による地政学的野心を実現するための重要な要素だと見なしている者もいる。

### より強力な地域経済の統合

RCEP協定により、東南アジア諸国連合（ASEAN）の加盟国10カ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）と、豪州、中国、日本、韓国、ニュージーランドとが一つにまとまることになる。署名国は世界のGDPと人口の約30%を占めている。RCEPの範囲は驚異的な広さであり、批准されれば、さまざまな経済発展段階にあり、競合する政治制度を擁する各国の間で、市場アクセスが改善され、共通のルールが確立されることが期待される。

RCEPは関税削減の流れを強化し、何より、共通の原産地規則を導入することで非関税障壁を引き下げる。情報要件と現地調達基準を統一することで、域内の複数国との貿易に関する取引コストが低下し、より安定した貿易環境が構築される。統一のルール（例：域内貿易に対する統一的原産地証明書）により、地域のサプライチェーンの柔軟性と効率性も改善することができる。これにより、サプライチェーンのさらなる多角化（＝マルチショアリング）と多国籍企業による対外投資の面で地域を一層魅力的にできる。関税削減により域内で事業を行う価値が高まる一方で、共通の原産地規則によりサプライヤーや市場へのアクセスが円滑化される。官庁による煩雑な手続きの削減措置は地域の中小企業に恩恵をもたらすだろう。しかし、20年の実施期間は非常に長いことから、協定の大半については、変化は段階的にしか生じない。

各国は協定からさまざまな恩恵を受けるだろうが、北東アジアは他の締約国よりも恩恵が大きいだろう。日中、日韓の二国間は、これまで自由貿易協定の対象となつてこなかったからだ。他方、RCEPはASEANとそのパートナーとの間の既存の自由貿易協定を主に強化することになる。

また、RCEPは、北東アジアの経済統合を促進するだろう。過去数年間、日中韓自由貿易協定は棚上げにされてきたが、日本の外務省はRCEPの締結を受けて日中韓の協定をめぐる交渉を活発化させる意向を示した<sup>1</sup>。中国も日韓との統合深化に対する関心が高いようであり、習近平国家主席は日中韓自由貿易協定の交渉加速を約束した<sup>2</sup>。

RCEPは地域貿易のより強力な統合を推進し、同地域を投資家にとってより魅力的なものにするだろうが、同協定は適応的な姿勢であるため、政治的に機微な問題の影響を受けやすくするだろう。農業などの「機微な」セクターは、同協定では目立って除外されており、サービス貿易の自由化や知的財産に関するルールにおける前進はごくわずかである。さらに、補助金や国営企業に関してはほとんど言及されていない。このことは、中国には国内経済政策手段への干渉を許す意思がほとんどないことを示しているのだろう。

## 貿易面の野心とデジタル環境—CPTPPの優位性

RCEPは、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）と比較すると野心的ではない。CPTPPは、締約国に対し、適正な最低賃金、労働時間、労働安全衛生を規定する法令を遵守するよう義務付けている。また、締約国に対し、国内の環境法令を執行し、貿易に影響を及ぼす環境問題、例えばオゾン層破壊の最小化、船舶による汚染の削減、野生生物の違法取引対策、魚の乱獲、違法操業に共同で対処するよう義務付けている。労働・環境保護に関するこれらの質の高い約束には法的拘束力があるが、一部の締約国にとっては問題をはらむものとなり得る。一方、労働・環境基準については、RCEP協定では一切触れられていない。

デジタル貿易については、両協定とも貿易のペーパーレス化、電子認証・署名、個人情報およびインターネット上の消費者保護、サイバーセキュリティに関して同様の規定が設けられている。しかし、RCEPとCPTPPは、データ流通とソースコードに関する規定について対応が異なる。特に、CPTPPはデータローカライゼーションと電子的伝送に対する関税を基本的に禁止している。これらの規定は自由なデータ流通を確保するとともに、締約国国内におけるデータセンターの設置が義務化されないようにするためのものである。データ流通については、RCEPは、CPTPPのデータ流通に関する規定を基にしているものの、「正当な公共政策」や安全保障を理由に締約国に対し例外を認めている。すなわち、RCEP締約国は、自国の判断による正当な公共政策<sup>3</sup>や安全保障の問題<sup>4</sup>によりこうした要求が正当化される場合、依然として企業に対し国内へのデータセンターの設置を義務付けることができる。

要するに、どのような理由であろうとも、締約国が正当だといえれば正当だと見なされ得るのである。

また、CPTPPは市場アクセスの前提条件としてソースコードの移転やアクセスの許可を企業に義務付けてはいない。RCEPにはそのような規定が設けられていないため、理論上、RCEP締約国は市場アクセスの要件としてそのような移転やアクセスを義務付けることができる。

電子商取引に関するRCEPの規定はCPTPPのデジタル貿易に関する枠組みを基にしているが、RCEPには適応的な傾向があるため、締約国がその気になればデータ流通について制限的な措置を講ずることができる広範な余地を与えられている。各国は、合法的により厳格なデータ管理を維持することができるのである。RCEPの電子商取引に関する章は、将来のデジタル貿易の在り方を示唆している。データ流通の規定に組み込まれた例外規定は、中国が順守する意思のある内容を示しているからだ。

## RCEPの実態：ASEAN主導、中国優位

RCEPはASEAN主導のイニシアチブであるが、中国が最も優勢に立つ署名国である。RCEPは中国にとって経済的・地政学的勝利である。中国が自国にとって初めてとなる多国間貿易協定に参加することは、締約国の潜在的な経済的利益が増すばかりでなく、中国による経済統合を加速・深化させる。RCEPは今や主にパクス・シニカ（中国による平和）の要素として見られており、地域を中国主導の世界秩序へと一層つなぎ留めることになる。そのような懸念があるため、インドは、対中貿易赤字額の拡大と競争力が弱い部門の保護ができないことを理由にRCEPから離脱した。

貿易自由化の目標とは裏腹に、RCEPが多国間主義を強化することはないだろう。RCEPは、域内の統合深化と非締約国の排除が並立する旧型の貿易圏をほうふつとさせる。分裂した時代錯誤の多国間システムは、共通のルールが適用されるグローバル市場での貿易により繁栄してきたアジア諸国にとって懸念となるはずだ。

日本は、アジア太平洋の貿易において実質的にリーダーシップを担ってきたが、中国がRCEPに加盟し、CPTPPへの参加に高い関心を寄せていることは、地域秩序の再編において懸念すべき選択肢を提示している。価値観を共有するパートナー、特に米国は、多国間主義へのコミットメントを新たにし、壊れそうな貿易制度の改革を主導するべきである。重要なステップとなるのは、CPTPPに再び参加し、そのデータ流通、デジタル経済、技術移転に関する規定を基にして、時代後れになった世界貿易機関（WTO）のルールを改定することである。

アジア太平洋の安定と繁栄は、米国の国益にかなっている。米国は、避けられない中国の経済的・技術的台頭を積極的に制限するのではなく、国際ルールと規範を中国に守らせる責任を引き受けなければならない。米国が同盟国に再びコミットし、多国間機関への支持を再び確立するのであれば、国際的な執行者としての米国の役割は強化されるだろう。RCEPは、国際的な経済協力について、各国は主に西側諸国の方を向いているわけではないことを示している。米国によるアジア太平洋への関与を新たにすることは、ルールに基づく地域秩序を強化するだろう。ASEAN加盟国の大半と日本、豪州、ニュージーランド、韓国などその他のRCEP締約国は、中国よりも西側の同志国の方が地政学的に近い立場にあるからだ。

米国や欧州連合などの非締約国に対するRCEPの経済効果はわずかであるが、機会費用と長期的な地政学的影響は甚大である。多国間貿易制度は、米国がその主導的役割を放棄し続ければ衰退するだろう。世界が新型コロナウイルスのパンデミックによる経済的影響への対応に苦戦する中、多国間制度とそれに対応する機関への貢献を新たにすることは、復興への道を、全ての国に開かれた、利用可能なものにするだろう。

<sup>1</sup><https://news.yahoo.com/facing-us-trade-uncertainty-china-seeks-closer-ties-075755330-finance.html?guccounter=1>

<sup>2</sup><http://english.mofcom.gov.cn/article/newsrelease/counseloroffice/westernasiaandaficareport/202011/20201103014055.shtml>

<sup>3</sup> RCEP第12.14条第3項 (a)

<sup>4</sup> RCEP第12.14条第3項 (b)

写真 : Fikri Rasyid *Unsplash*



Der Text dieses Werkes ist lizenziert unter den Bedingungen von „Creative Commons Namensnennung-Weitergabe unter gleichen Bedingungen 4.0 international“,

CC BY-SA 4.0 (abrufbar unter: <https://creativecommons.org/licenses/by-sa/4.0/legalcode.de>)